

小規模事業者持続化補助金(一般型)

➤ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます

- ・①事業承継を見据え後継者候補が中心に取組を行う事業者、②「経営力向上計画」の認定を受けている事業者などは加点となります。
- ・**補助金申請システム(Jグランツ)**を用いて電子申請を行った事業者については、上記①から③のそれぞれについて更に加点となります。*「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です
- ・「賃金引上げ枠」で申請を希望する場合、優先的に採択が行われます。(ただし、賃金の引上げが実施できていない場合は、原則補助金の全額返還を求められます。)
- ・認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者と2020年1月1日以降に開業した小規模事業者は、補助上限が100万円に引き上がります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、補助上限は50万円～1,000万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ 計画の作成や販路開拓の実施の際、 商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取組の例》

①広告宣伝

- ・新たな顧客層獲得のためチラシを作成し、店舗の認知度向上を目的に看板の設置

②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し新商品の開発、原材料を購入して新製品・商品の試作開発

④ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

【お問い合わせ先】

倉敷商工会議所 中小企業相談所 事業課 ☎ soudan@kura-cci.or.jp

☎ 086-424-2111 [9:00～12:00、13:00～17:30(土日祝日、お盆、年末年始除く)]

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-8799 代々木郵便局留め

☎ 03-6747-4602 [9:30～12:00、13:00～17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL: <https://r1.jizokukahojokin.info/>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]および一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【従業員基準】

業 種	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

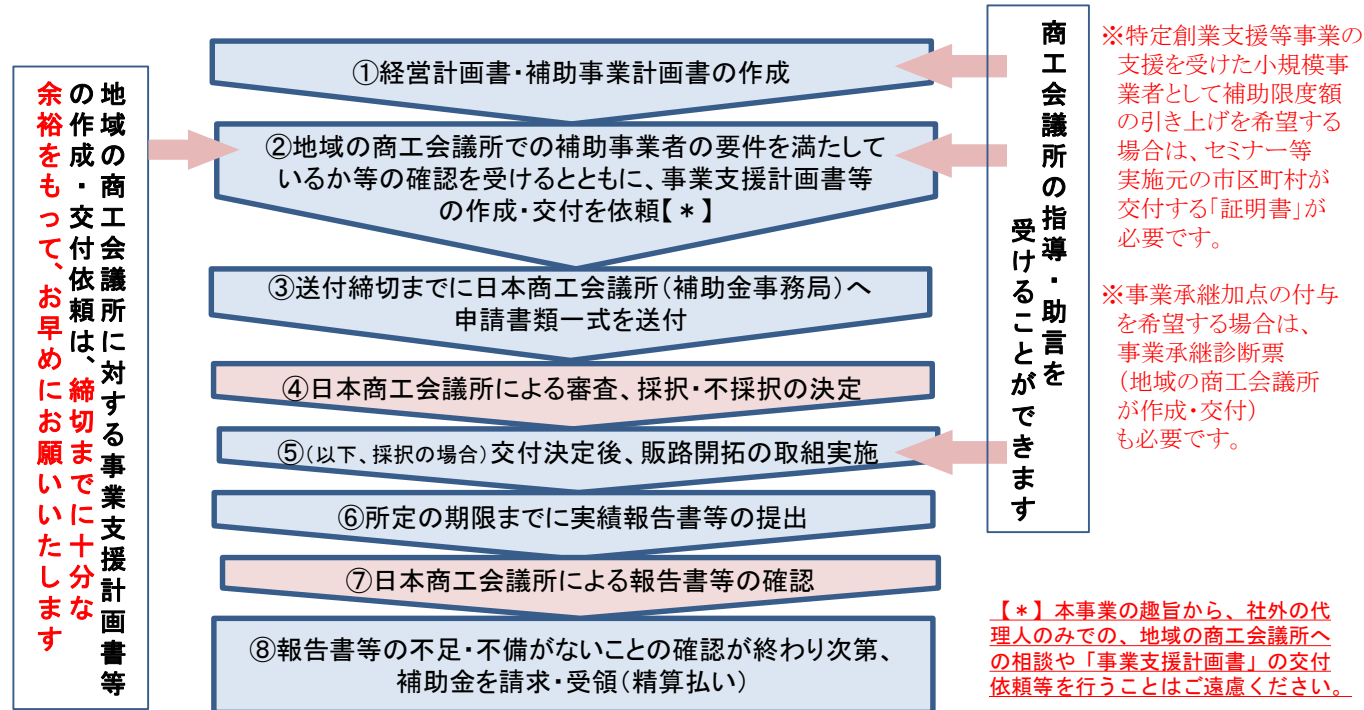
◆補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、⑫委託費、⑬外注費

◆補助率・補助額

・補助率：補助対象経費の2/3以内
・補助額：上限50万円(特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者と、2020年1月1日以降に開業した小規模事業者は、上限100万円)
*複数の事業者が連携する場合には、上限は50万円～1,000万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手順の流れ



◆手続きの期限等 (2023年2月までの間に全10回の締切を予定しておりますが、第8回以降についてはおってご案内いたします)

	第4回締切	第5回締切	第6回締切	第7回締切
1. 申請書類一式の送付締切(上記③)	2021年2月5日(金) 【最終日当日消印有効】	2021年6月4日(金) 【最終日当日消印有効】	2021年10月1日(金) 【最終日当日消印有効】	2022年2月4日(金) 【最終日当日消印有効】
2. 採択結果公表	2021年4月28日(水)	2021年8月31日(火)	未定	未定
3. 補助事業の実施期間	交付決定通知受領後から 2021年11月30日(火)まで	交付決定通知受領後から 2022年3月31日(木)まで	交付決定通知受領後から 2022年7月31日(日)まで	交付決定通知受領後から 2022年11月30日(水)まで

※令和元年度(一般型)または令和2年度(コロナ特別対応型)において、受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択および交付決定を受けて、補助事業を実施した(している)者でないこと(共同申請の参画事業者の場合も含みます)が要件です。